



## 和泉市テイクアウト・デリバリー導入支援補助金

## 募集期間

2021年2月28日まで

## 目的

新型コロナウイルス感染症の影響により、集客が大きく落ち込み、売上が減少した現状を踏まえ、小規模事業者の経営を安定化させる新たな方策として、テイクアウト・デリバリーサービスを導入する小規模事業者に対し、その初期経費の一部を予算の範囲内で補助することにより、経営の安定化を図る小規模事業者の支援を目的とします。

## 支援内容

## ▼対象経費

令和2年4月7日から令和3年2月28日の間に発生したテイクアウト又はデリバリーに要するもので、次の表に掲げる経費とします。

経費区分	具体例
消耗品費	使い捨て容器、割りばし、使い捨てのスプーンやフォーク、おてふき等の購入費
印刷費	チラシ、メニュー表等の印刷製本費
委託料	デリバリー代行業者への初期費用、デザイン製作委託等
備品購入費	クーラーボックス、おかもち等の購入費
広報費	新聞、雑誌、インターネット等の広告掲載料等
店舗改修費	店内間仕切り設置費等
その他	市長が必要と認める費用

## 支援規模

## ▼補助金額

上限5万円(補助対象経費の2分の1以内)

(注意)補助金の支給は、1事業者につき1回限りとなります。

## 対象者の詳細

## ▼補助対象者

次の全てに該当する者とします。

(1)中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条第5項に定義されている小規模事業者。

(注意)飲食事業者の場合は、おおむね常時使用する従業員が5人以下の場合が該当します。

(2)食品衛生法（昭和22年法律第233号）第52条に規定する許可を得た飲食事業者等。

(3)和泉市内に本店を有する法人又は事業所を有する個人事業主。

(注意)令和2年4月7日時点において営業の実態があること。

(注意)フランチャイズ契約を締結して事業を行っている者は除く。

(4)令和2年4月7日以降に、新たにテイクアウト又はデリバリーを開始している又は開始する予定である者。

(注意)令和2年4月6日以前にテイクアウト又はデリバリーを開始している事業者は対象となりません。

(注意)いずれかのサービスを開始していた場合、他方のサービスについてのみ補助対象となります。

(例)テイクアウトサービスを開始していた場合は、新たにデリバリーサービスを導入する経費が対象となります。

(5)市税を滞納していない者。

(6)各種関係法令を遵守すること。

## 対象地域



## お問い合わせ

和泉市役所 産業振興室 商工観光担当

所在地：〒594-8501 和泉市府中町二丁目7番5号

電話番号：0725-99-8123（直通）

窓口への持参でも受け付けますが、感染症拡大防止の観点から、郵送でのご提出にご協力ください。

### 担当者

会社名：一般社団法人財務セカンドオピニオン協会  
担当：橋本  
住所：東京都港区高輪3-25-22高輪カネオビル

当サービスは業務委託先が提供しており、サービス内容・品質については一般社団法人財務セカンドオピニオン協会が保証するものではありません。サービスのご利用はお客様の判断の元で行なってください。万一サービス提供を受けた結果損害が生じても、一般社団法人財務セカンドオピニオン協会には責任を負いかねます。

補助金、助成金検索サービスである業務委託先へお客様情報(企業情報)を提供し作成した資料となっております。

＜お客様情報(企業情報)お取り扱いについて＞

提供先：株式会社グランドツー（住所：東京都渋谷区南平台町3-13 新掘ビル3F電話：03-6427-0944）

利用目的：株式会社グランドツーはお預かりした情報を補助金、助成金検索の目的で利用します。

提供される内容：該当する可能性がある補助金、助成金